

2015.04.27

桐生市指定重要文化財（建造物） 桐生俱楽部会館



桐生俱楽部
桐生修復研究会
平成10年9月

1 種類 重要文化財 [建造物]

2 名称 桐生俱楽部会館

3 所在地 群馬県桐生市仲町二丁目9番36号

4 管理者又は保管者のあるときはその住所及び氏名

住所 群馬県桐生市仲町2丁目9番36号

氏名 一般社団法人 桐生俱楽部

理事長 阿部 高久

5 物件の性質、形状及び数量

(1) 構造 木造2階建寄棟造瓦葺

(2) 年代 大正8年(1919)12月

(3) 形状及び数量

形 状 橙色の瓦葺の屋根、小さな切妻の屋根をのせた四本の煙突、外壁はリシン吹き付けで、上げ下げ窓、オーダーの見られる列柱の玄関ポーチ、上部を半円形の欄間とした出入口など、国内でも初期のものと考えられるスペニッシュ・コロニアルの意匠が見られる。

1階内部は、社交施設としての用途に応じた部屋割りや施設の構成がみられ、2階は大広間も含め創建時より大きく手が加えられていない。南側土台上部は広くとられ、催物等に利用されている。天井は一部を除き漆喰仕上げで、部屋ごとに装飾の変化が見られる。部屋の内部は、漆喰及び壁紙である。

建物の内部や敷地を含め、創建時の大正期から昭和へと移り変わる時代の変遷により幾度かの変遷が見られるが、内外ともに創建時の形状を良く残している。

規 模 建築面積 289.61 平方メートル

合計テラス面積 88.82 平方メートル

数 量 1棟

※参考 1階 274.67 平方メートル

2階 183.94 平方メートル

述べ床面積 458.61 平方メートル

6 指定申請の事由並びに由来、伝説

(1) 指定申請の事由

桐生俱楽部会館は、桐生市における代表的俱楽部建築であり造形の規範と言える。又、スペニッシュ様式を他に先んじて取り入れるなど、意匠的に優秀である。

(2) 由来及び伝説

桐生俱楽部は、桐生市の近代化を推し進めた政財界、文化人による社交クラブで、当市の文化発展にも大きく寄与している。組織運営は現在も続いている、俱楽部とともに歩んできた当建物の歴史的価値も高いものである。

7 現状

現在でも、桐生俱楽部が管理・運営するとともにコンサートや絵画展などを開催している。また、一般公開を行い、常時見学者を受け入れている。

8 文化財の価値と指定の理由

上記申請事由のとおり、桐生市における代表的俱楽部建築であるとともに造形の規範と言えるものであり、又、スペニッシュ様式を他に先んじて取り入れるなど意匠的に優秀であり、桐生市指定重要文化財としての価値を有するものである。